

市長定例記者会見資料



令和4年4月21日	
所 属	歴史博物館
所属長	伊元 俊幸
電 話	06-6482-5246

県内市町初 特定歴史的公文書の利用請求サービスを始めました

尼崎市は、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を現在と将来の市民に説明する責務を全うしていくため、「尼崎市公文書の管理等に関する条例(令和4年条例第3号)」を施行し、今年度から新たに特定歴史的公文書※の利用請求制度を開始しました。

市の諸活動や歴史的事実を記録する歴史的公文書は、過去にさかのぼって市政を検証するうえで必要不可欠なものであり、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源です。

この制度は、歴史資料として重要な特定歴史的公文書を尼崎市立歴史博物館(以下、「博物館」)で保存し、利用に供するもので、兵庫県内の市町として、初の条例制定及び利用請求制度の実施となります。

引き続き、博物館は多くの市民や研究者の方々に本制度を利用いただき、過去の市政や歴史的事実を調べ、検証し、現在と未来に役立ていただけるよう貢献していきます。



尼崎市・小田村解消合併関係文書
昭和11年(1936)

※特定歴史的公文書:歴史的公文書のうち、歴史資料として重要なものを博物館で保存し、利用請求の対象としていく公文書

1 利用できる文書

尼崎市と市の前身である尼崎町、昭和年代に市に合併した小田村・大庄村・立花村・武庫村・園田村が過去に作成した公文書で博物館が保存する約2万冊が「特定歴史的公文書」となり、これらのうち整理ができたものから順に「特定歴史的公文書目録」に掲載し、利用請求制度の対象としていきます。

同目録は、博物館3階の地域研究史料室“あまがさきアーカイブズ”に備えて閲覧できるほか、市HPに順次、公開していきます。

4月1日現在は、2,199冊を「特定歴史的公文書目録」に掲載しており、利用請求が可能です。

2 利用請求の方法

同目録から利用したい文書を選び、「特定歴史的公文書利用請求書」に必要事項を記入して博物館に提出することで、利用請求することができます。

提出方法は、博物館3階の地域研究史料室“あまがさきアーカイブズ”へ持参するほか、電子メールやファクシミリ、郵送での提出も可能です。

博物館では、請求書受理の後、利用公開の可否(一部利用の場合を含む)について審査し、結果を通知します。この審査結果に基づき、利用可能なものについて、閲覧か写しの交付などの方法により利用していただけます。

〔「特定歴史的公文書目録」及び「特定歴史的公文書利用請求書」書式を掲載する市HPのURL〕

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/manabu/bunkazai_0/1030066.html

3 利用が制限される場合

個人情報記録されるものなど一部の文書で利用制限があります。利用制限の審査に当たっては、時の経過を考慮し、文書作成または取得から 30 年以上を経たものについて、一定の目安に沿って利用制限を解除していきます。

[参考：「尼崎市公文書の管理等に関する条例」第 16 条第 1 項第 1 号に規定する利用制限情報]

尼崎市情報公開条例（平成 16 年尼崎市条例第 47 号）第 7 条第 1～4・6 号に掲げる情報

- ・法令や条例の規定、または国や他の地方公共団体の指示による非公開情報
- ・個人情報
- ・法人情報（法人・個人の利益を害するおそれがあるもの等）
- ・公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- ・公にすることにより市その他の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

これらの情報が掲載される特定歴史的公文書の利用は、当該文書の作成または取得から 30 年間は制限されます。30 年を経た後は、時の経過をふまえて、利用制限の解除について「尼崎市公文書の管理等に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」に基づき審査していきます。

4 利用請求の窓口・問い合わせ先

尼崎市立歴史博物館（史料担当） 3階 地域研究史料室“あまがさきアーカイブズ”

〒660-0825 尼崎市南城内 10 番地の2 電話:06-6482-5246、ファクス:06-6489-9800

メールアドレス ama-chiiki-shiryokan@city.amagasaki.hyogo.jp

（月曜日休館、月曜日が祝日の場合は開館し直後の平日が休館）

5 その他

▼公文書館としての機能と特徴

(1) 機能

本市は、全国の自治体に先駆けて、昭和 50 年に地域研究史料館を設置し、歴史的に重要な公文書の選別・保存、及び古文書・近現代文書等の多様な地域史料の保存・公開に取り組んで来ました。令和 2 年 10 月からは地域研究史料館を統合して開館した博物館がこれらの事業を引き継ぎ、“あまがさきアーカイブズ”として本市の公文書館機能を担っています。

(2) 特徴

博物館では、公文書に加えて古文書・地図・写真等の多様な地域史料を収集・保存・公開しており、利用者が専門職員のレファレンスを通じてこれらの史料を利用し、身近な地域や歴史について調べていただけるアーカイブズ機能を重視しています。

この機能を担う専門職員として、アーカイブズ分野の専門職であるアーキビストを計画的に育成・配置しています。同史料室の職員のうち、現在 7 人の職員が、国立公文書館が令和 2 年度に開始した認証アーキビスト制度の認証※を受けています。

特定歴史的公文書についても、専門職員のレファレンスを通じて、公文書以外の多様な史料とあわせて複合的に利用することで、誰もが利用しやすく、より充実した利用制度を実現していきます。

さらに、特定歴史的公文書をはじめとする多様な史料をウェブ公開し、自由にアクセスできるデジタルアーカイブの構築・公開についても、今後の課題として検討していきたいと考えています。

※令和 4 年 1 月現在、全国の認証アーキビスト 247 人、うち県内機関に勤務する認証アーキビスト 8 人がいます

以上